

過労死等防止啓発授業の実践と課題について(補完版)

4 年間の実践から見てきたもの

櫻井 善行 (愛知働くものの健康センター)
定時制高校非常勤講師

《目次》

はじめに

- 1 そもそも過労死と啓発授業とは何か
- 2 実践校での経験
 - 2・0 実践の概要
 - 2・1 2019 年 10 月
 - 2・2 2020 年 11 月
 - 2・3 2021 年 11 月
 - 2・4 2022 年 12 月
 - 2・5 現在進行形の企画
- 3 見てきたこと
 - 3・1 生徒の意識
 - 3・2 職場の雰囲気
 - 3・3 意外な障壁
- 4 課題
 - 4・1 認知度の拡大
 - 4・2 実施事例の増加
 - 4・3 すべての中高生・大学生を対象に
過労死等防止啓発授業がなくなるために
- 5 まとめ



はじめに 本報告の目的

本報告は、2019 年から 2022 年まで 4 年間、愛知県内の小規模の昼間定時制高校に通う卒業学年の生徒に対して行った「過労死等防止啓発授業」での、準備から当日の対応、事後対応を含めたこと、生徒や職場の構成員の反応などを通じた意義と課題について報告するものである。私のつたない報告を聞き、読んだ人からの意見を切に望む。

一言で定着させるということは並大抵のことではない。そこには実現に至る失敗やドラマもあった冷や汗まがいのこともあった。その経験報告から、4 年間の啓発授業からみてきたことを可視化し、意義・課題を明らかにする。

なお、この夏東京で行われた「教育のつどい」(全国教研：2023 年 8 月 20 日於東京)でのレポート報告の余話も紹介したい。

1 そもそも過労死と啓発授業とは何か

釈迦に説法かもしれないが、本報告の主題である「過労死」と「過労死防止啓発授業」の定義づけと確認からいきたい。

1・1 過労死とは ◎過労死等防止対策推進法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 100 号）

（定義）第二条 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

いわば業務の負荷が原因で起きる災害であり、単なる心身にダメージを与える労働災害の延長上にいのちを失う事例である。近年は、精神的負荷による自死の事例が目につく。

1・2 啓発授業とは 中学校・高等学校等の学生・生徒等に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう啓発するため、労働問題に関する有識者及び過労死された方の遺族を講師として学校に派遣する事業 平成 28（2016）年度から、国の事業として開始し、6 年目となる令和 3（2021）年度においては、全国で 196 回の講義を行い、16,705 人が参加 過労死防止白書（2022）より

（啓発）第九条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

広辞苑では、啓発とは、知識をひらきおこし理解を深めること。一方啓蒙とは、「啓」はひらく、「蒙」はくらい意)無知蒙昧もうまいな状態を啓発して教え導くこと。をいう。

「啓蒙」は、基本的に専門家など知識のある人から、無知な人間に知識を与えることを言い表すときに使用するが、「啓発」は相手の知識の有無や立場関係なく使用することが可能となる。

1・3 《過労死の二大要因》

精神疾患による自殺

働き過ぎは精神のバランスを喪失させ、死への願望（希死念慮）をもたらす。「眠りたい以外の感情を失った」と訴える患者もあり、抑うつ状態やうつ病である場合が多い。ただ「労働時間の長さ＝自殺の危険性」というわけではなく、人により許容度が異なるが、それを職場の上司が理解していない場合が多い。また、オフの時間の過ごし方も影響する。厚生労働省の平成 28 年版「過労死等防止対策白書」によれば、睡眠不足の第一の原因は残業時間の長さで 36.1 %である。

心臓・血管疾患による死亡

長時間労働は疲労を蓄積させ、血圧を上昇させる。そのことにより血管は少しずつダメージを受け、動脈硬化をもたらし、脳出血や致命的な不整脈を起こしたり、血栓を作り心筋梗塞、脳梗塞を引き起こす。

1・4 世間と社会の動向に疎い生徒への「啓発」

私の周りの Z 世代の傾向 (本校生徒に限らず)

限られた情報源 新聞もテレビも見ない 唯一の情報源は SNS

権利意識はあるが、限定的 取捨選択する 強い意向には抵抗できず

たとえばアルバイトでシフトの一方的な変更には何も文句は言えない

駅頭でのティッシュ配布での高校生の反応、大学校門前での宣伝での傾向

※興味深い現象 (口頭説明)

現象的には保守的・排外主義的傾向は否定しがたいが、本質的ではない

勉強不足と視野の狭さとサポート・教育の欠如

ヒューマニティあふれる行動に涙を流す健全な面も多くの若者にはある

教育・大人社会の責任が問われている。

2 実践校での経験

2・0 実践校の概要

(1) ランク付けは好ましくないが 本校の場合 不登校経験者が 7 割が入学
外国人 貧困家庭 ネグレクト家族 全日制中途退学者 低学力者
全日制高校に入学できなかった者 学力は相対的に低い 高い者もいる

(2) 観察 近年の生徒入学 200 180 150 60 前後 25 % ぐらいがドロップアウト
最大時 50 % その後 本校通信制への転籍や私立広域通信制高校への転学
授業は 1 クラス 30 人強で各授業 数人欠席 授業中に合法的エスケープ
保健室 図書室 相談室 という居場所

フルタイムでフルの構成員での授業はまれ パーフェクトは求めない

以上はネガティブな傾向だが

(3) 大変な学校だが

規格的な授業でなく独創的な教育活動もありうる 子どもたちは本来的には「いい子」
ただし、後期中等教育にふさわしい教育内容であるかは別の次元である。

2・0 啓発授業への取り組み

(1) 学校教育に於ける過労死防止啓発授業の位置づけ

1 教科教育 地歴公民科 (社会科) 場合によっては国語でも教材利用によっては可能
保健体育 生活科 総合学科の「産業と社会」

2 教科外の教育活動 主に「総合的探求」か「HR」の転用

主権者教育・人権教育 ⇒ 労働教育・ワークルール教育 ⇒ 過労死等防止啓発授業

現在の学校の教科外の教育活動の現状 (口頭説明)

(2) 実施単位

学校全体 学年単位 HR 単位・選択授業単位 (教科の授業活用の場合)

他にあり得るとしたら、学校祭などの文化活動を通した生徒の自治活動

名古屋市内ある私立高校での放送部の活動報告 (例外的事例)

2・1 2019 年

この年の秋、近隣の進学校で知られる K 高校で実施したことが NHK で報道
職員室で話題。「K 高だから可能では」「本校でもやれるのでは」学年主任を挟んで対
話になり、「やってみよう」ということで実施

3 年生全生徒に「総合的探求の時間」を活用して実施 11 月初旬

生徒も教職員（管理職）にも好評 啓発授業のサポーターも来て、生徒が真面目に
聞いてミニアンケートにも真面目に書いているのを見て、今まで本校生徒へのやや偏見か
ら解放されたのか、「KH 高の生徒を見直した」と言っていたのが印象的であった。

このときは、報告者が該当生徒の授業は行っていなかったため、事前指導はプリント配
布だけで、啓発授業後にミニアンケートを書いてもらい、そのコピーを講師に送り、それ
へのリプライを書いてもらい、生徒に渡した。

2・2 2020 年

この年は 4 月当初から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大での学校休業
の煽りを受けて学校内での教育活動は様々な縛りが設けられた。したがって全体での講義
は難しくなり、3 年生各クラスの授業の時間を利用して実施した。事前アナウンスもあり、
毎時間何人かの先生が参観してくれた。このとき生徒に、講師の二人の似顔絵（イラスト）
を描いてもらい、講師からは大変好評であった。今回も生徒にミニアンケートを書いてま
らい、それへのリプライをしてもらって、生徒へ返した。

2・3 2021 年 感染拡大が弱まり、体育館で 3 年生全体を対象に行うことができた。
ミニ感想文も例年通り真面目に取り組んだ。以上 3 年間は中電裁判の原告の Y 氏と現東
海労働弁護団事務局長 T 氏に依頼した。全体として生徒は真面目に取り組んでくれた。

2・4 2022 年 バージョンアップ

4 年目で身近な視点を材料とした。過労死がなぜ起きるのか？過労死が起きる職場は、
自分たちがイメージする、「ブラック」な企業での 3 K 労働とは限らないことを考えさせ
たかった。ということで、報告者の地元にある世界を代表する企業での事例を素材とした。

①事前指導に「映像 07 夫は過労死で死んだ」の鑑賞と感想文

②講師は昨年度認定と会社側が和解して社長自らが遺族の家に謝罪した過労自死裁判の
原告の O 氏と担当弁護士の K 氏 いずれも女性

※反応については、別紙ミニアンケート集を参照してほしい。

①については 2002 年に起きたトヨタ自動車堤工場の末端職制であった内野健一さ
んの過労死事例である。秋口にすべての生徒に鑑賞させて、感想文を書かせた。私が
授業に行っていないクラス（4 年生 2 クラス）の生徒も、該当クラスの担任と相談し
て、快諾していただきその上で鑑賞させ感想文も書かせた。この学年の生徒はほぼ全
員私は教えていなかったが、快い反応が返ってきた。また担任もこの教材は初めて鑑
賞したこともあり、衝撃的な感想を口にした。

2・5 現在進行形の企画

「映像 07 夫は過労死で死んだ」で登場する原告と担当弁護士に折衝中
12月7日(木)に行う方向で調整中

3 見えてきたこと

3・1 生徒の意識

視野の拡大

3・2 職場の雰囲気

全体として必要性を否定する人は少ない。しかし自らやっつけこうとする人はごく少数

3・3 意外な障壁

職員団体の位置づけが十分ではない。個々人の実践に依存。抽象的で体系的ではない。

4 課題

4・1 認知度の拡大

4・2 実施事例の増加

4・3 すべての中高生・大学生を対象に

過労死防止学会とともに過労死等防止啓発授業がなくなるために
労使自治と生徒自治の視点

5 まとめ

乱暴な意見だが、現段階では啓発授業はやらないよりもやった方がいい。だが実施事例の数ではお寒い現実がある。後期中等教育（中学校・高等学校）に限れば実施事例は全学校数の1%に満たない。高等教育（大学など）はさらに少ない。自らの将来の職場のことも家族の健康のことも考えることなく社会に出て行く若者が圧倒的に多数である。

私は、「過労死防止啓発授業」は「過労死防止学会」とともに将来なくなことを願っている。啓発授業はワークルール教育や人権教育一般に昇華してもよいと考えている。しかし、現実はずいぶんこのどの学校でも若者（生徒・学生）に過労死の存在を知らせ、それをなくさせていくために何が必要かということを考えさせてみる必要がある。

対象はすべての中高生&大学生であり、そこまでたどり着くにはどうすべきか
過労死等防止啓発授業は、まずは定着拡大する必要がある。

そのためには

①啓発授業の認知

過労死防止啓発授業の認知度は残念ながら驚くほど低い。通常のワークルール教育・労働教育一般と同じ部類で考える関係者が多い認知度を高めるためには、関係者による広報活動の強化が必要である。厚生労働省作成のパンフも確かに各学校に配送されている。ただしそれから以降の対応は当事者（管理職・担当分掌）の受け止め方でかなり違う。よくて掲示板での掲示、これを受け止めて全校的やろうという事例は寡聞にして聞かない。多くは日の目を見ないまま過ぎていく。特定の変わり者の教員に任せていいのか？

②実施のための障壁の除去 実施のための環境整備

上からの実践 国や都道府県・市町村の担当部署の学校教育への要請
各都道府県・市町村教育委員会から担当校長会への依頼・実施要請

現場での対応 教育課程・年間計画への組み入れ

下からの実践 日々の教室内での実施 ふさわしい教材の作成

③以上が必要条件なら 以下の団体にはアクションの必要

文部科学省 厚生労働省 場合によっては経済産業省

都道府県教育委員会 市町村教育委員会 都道府県立学校校長会 市町村校長会

職員団体 教職員組合 潮流にこだわらずに労働組合に協力依頼

※ホワイト企業の紹介も必ずしも否定すべきではない

学校現場で、過労死問題に限らず社会一般のことを語り合える環境こそ必要では。かつてはこれが当たり前のことであった。啓発授業は、生徒の意識の醸成とともにそれに関わる教員（教育労働者）の働き方（働かせ方）を変えていく役割もあるはずである。

資料 1

大学・高等学校等の学生等への労働関係法令等に関する啓発の実施

厚生労働省では、文部科学省と連携しながら中学・高等学校及び大学等の学生等へ労働関係法令に関する周知・啓発として、以下の取組を実施している。

(1) 都道府県労働局等における中学校、高等学校及び大学等への講師派遣

労働関係法令等の授業の講師として都道府県労働局や労働基準監督署の職員を派遣。

令和 3（2021）年度は 465 の高等学校等、約 51,500 人に労働関係法令に関する講義。

(2) 大学・高等学校等における労働条件に関するセミナーの開催

大学生や高校生などの若者を対象に、働く際に知っておきたい過重労働による健康障害防止を含めた労働関係法令などに関する基本的な知識を分かりやすく解説するセミナーや講師派遣を、令和 3（2021）年度は、全国の高等学校で 59 回、大学等で 37 回行った。

(3) 若者雇用促進法を踏まえた中学校、高等学校等への講師派遣

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）（昭和 45 年法律第 98 号）を踏まえ、令和 3（2021）年度においては、都道府県労働局やハローワークの職員により高等学校等で 265 回の講義を行った。

(4) 過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業

中学校・高等学校等の学生・生徒等に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう啓発するため、労働問題に関する有識者及び過労死された方の遺族を講師として学校に派遣する事業を平成 28（2016）年度から、国の事業として開始し、6 年目となる令和 3（2021）年度においては、全国で 196 回の講義を行い、16,705 人が参加した。

(5) 労働法教育に関する支援対策事業

高等学校、大学等の教職員や自治体等が労働関係法令を学生等に教える際に活用できる指導者用教材を作成し、実際の授業等での活用を推進するため、当該資料を用いた労働法の授業等の実際の進め方に関する指導者向けセミナーを全 15 回開催するなど、学生等が労働関係法令に関する知識を適切に習得できるよう、高等学校や大学の職員等に対する支援を実施した。

(6) 高校生や大学生をはじめとする就職予定の方等を対象とした労働関係法令に関する e-ラーニング教材等の公開や周知

「トヨタ自動車堤工場過労死事件」と「映像07夫は過労死で死んだ」

「夫はなぜ、死んだのか～過労死認定の厚い壁～」大阪毎日放送 MBS（07年12月9日放送）
日本を支えている自動車産業（トヨタ）の生産現場で行われている、過重な勤務実態と過労死認定の問題を浮き彫りにした作品です。この作品は、08年日本民間放送連盟賞 テレビ報道番組部門「優秀賞」受賞第45回ギャラクシー賞 テレビ部門「優秀賞」受賞

以上立派な賞をいただいた作品であるにもかかわらず、該当地域である愛知県では放映されないのはどういうことかという素朴な疑問。

ナレータは言う。

「内野博子さん(37)は、現在派遣社員で二人の子供を育てている。トヨタ自動車（堤工場）に勤めていた夫は6年前(2002年2月)、残業中に倒れ30歳で（致死性不整脈で）亡くなった。典型的な過労死だった。ところが労働基準監督署は労災の申請を棄却。棄却の理由は、倒れた時に一緒にいた上司が思いも寄らぬ証言をしていた。「長時間勤務は無かった。勝手に会社に残っていただけ・・・」。

世界を席卷する日本の自動車産業。その躍進の裏で、過労死や過労自殺などが後を絶たない。過酷な労働の実態を認めようとしない国や企業を相手に、たった一人で裁判を戦った女性の記録です。・・・」

この番組で、会社側の多くの問題点を指摘していた。番組は次のように進む

- ・“午前4時51分”の、会社からの夫が倒れたとの電話の留守電が残っている。
- ・亡くなる前の1か月間の残業時間は、博子さんが過労を心配して記録していた帰宅時間や、携帯電話の記録等の資料から、144時間35分あった。しかし工場の人事担当者の言い分とは食い違いがあった。（トヨタの工場勤務は、6:25～15:15と、16:10～1:00の2交代制で1週間毎に換わる。）そして改善活動の時間等を削り、両者で了解した残業時間は114時間2分になった。
- ・厚生労働省の過労死認定の基準は、「死亡直前の1か月間の残業時間が100時間以上、または死亡直前半年間の残業時間が平均で80時間以上」。よってこの基準を満たしていた。
- ・当時の上司は、博子さんに「・・・上は過労死にしようという風にまとまっているので、労災がとれるようにしてくれると思う・・・」と認めていた。しかし労基署からの通知は労災の不支給決定。その決定の根拠は、会社が提出した勤務表。それには残業時間はわずか45時間35分。6ヶ月の平均は30時間58分だった。これは残業時間が、上司の裁量で決められていたのが原因。
- ・倒れた当日は、4:20に意識不明になったのに、労基の決定は3:00。この1時間20分は、上司や同僚の証言で「世間話をしていたり、お茶を飲んでいた」ことになっていた。しかし当時の同僚は「そんなことは会社の方が許さないと思う。仕事が終わったらすみやかに帰れ、っていうことは、会社が常に口をすっぱくして言っていた」と言う。
- ・2005年7月、労基署を管轄する国を相手に提訴。争点は、会社にいた時間を労働時間として認めていない、ということ。
- ・提訴後、トヨタから博子さんに（ウワサの通り）“正社員として働かないか”と誘いがあった。しかしこれに応じれば、裁判を取りさげないといけなく考え、博子さんは断った。

くわしくはあなたが映像を見て考えて欲しい。

真実を求め 闘った12年

パワハラ自殺和解

「つらい現実」浮き彫り 涙の妻



トヨタ自動車との和解が成立し、記者会見する
男性の妻。31日、名古屋市市中区の桜華会館で

「長かった裁判が終わった」。パワハラ（ハラスメント）を苦に自殺したトヨタ自動車の男性社員の妻（妻）が、愛知県豊田市に三十一日、トヨタ側との和解成立を受けて名古屋市内で会見した。夫の死から十二年。真実を求めて闘ってきた妻は「亡くなった原因がパワハラだと思い知らされるのはつらかった」と目に涙を浮かべて語った。

（豊田直也）＝①面参照

労災認定を勝ち取った名古屋高裁での逆転勝訴判決から約一カ月が過ぎた昨年十月十九日。豊田章男社長と豊田市内で対面した。深

訴えた。

豊田社長は「徹底的に調査して再発防止に努める」と約束。妻は「社長は誠実に話を聞いてくれたので、真実を知りたい気持ちを強く訴えることができた」と話す。

その後、和解交渉の過程でトヨタの担当者から「周りの人はパワハラを知っていた」と調査の結果を伝えられた。裁判では聞けな

余裕はなかった。それでも「交渉を重ねるたび、同じように悩んだり苦しんだりする人が出ないようにするために、会社の体制が重要になっていくんだな」と思い直し、和解の合意内容には再発防止策の進展の報告を盛り込んだ。

夫が戻らない悲しみを「和解しても、昔には戻れない。元通りにはならない。寂しさもあります」と会見で語った妻。「裁判で何かが変わらないと意味がない。つらい思いをしている人が相談できる形にしてほしい」と願った。

「職場 声を上げられず」

自殺した男性の妻との和解成立を受け、トヨタ自動車の桑田正規執行役員は三十一日、「パワハラがあったのでは」と感じていたメンバーも職場にはいたが、初期の段階では声を上げられなかった。大きな問題だ」とオンラインで語り、職場内に声を上げづらい雰囲気があったことを認めた。

トヨタ側 会見で非を認める

トヨタは二〇一〇年の男性の自殺直後に職場内で自殺の原因を調査したが、上司によるパワハラは把握できなかった。一方で、男性の妻が起した労災認定訴訟で妻側の勝訴が確定した

後に再調査を行うと、当初得られなかったパワハラ証言が複数の社員から得られたという。

桑田執行役員は「最初の調査では、男性の近くの人には話を聞いていたが、さらにその周囲は調査できていなかった。社内の連携も良くなかった。不十分な調査だった」と非を認め、「真の原因がつかめていなかったのは、結果として隠蔽体質というところだ」と述べた。

トヨタを巡っては、一七年にもパワハラを原因として別の男性社員（当時〇〇）が自殺。この男性遺族との間で成立した和解の中で

同社は、複数の再発防止策を取り入れており、さらに対策を強化している。

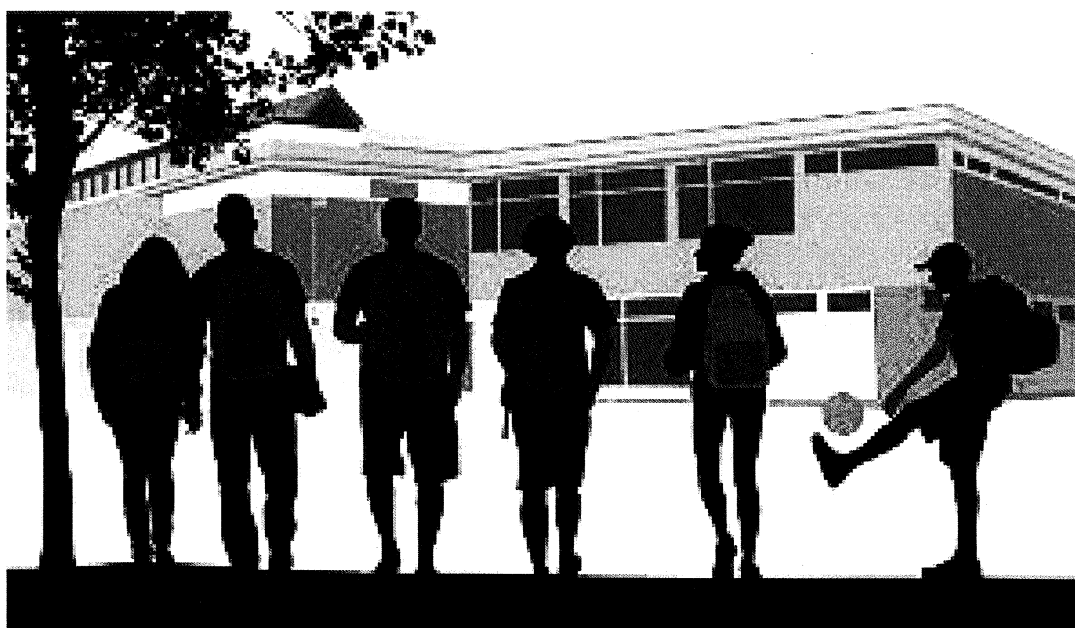
人事評価面では二〇年か

（小西数紀）

「自分の命より大事な仕事はない」

過労死等防止啓発授業を終えて

講師の先生からのメッセージ



2022（令和4）年12月8日（木）第6限の総合的探求の時間帯に、人権教育講座として「過労死など防止啓発授業」を行いました。この授業は、過労死遺族や弁護士の先生を招いて、過労死事例の体験をお話ししていただいて、働くルールと過労死のない社会が必要であることを学ぶものです。2016（平成28）年より厚生労働省の提案により始まり、本校でも今回で4回目の企画になります。当日講師をしていただいたお二人と事前鑑賞したドキュメントのディレクターからのメッセージを皆さんに紹介します。

2022年度3・4年学年会

文責 YS イラスト協力 HO HK

過労死防止啓発授業のおはなしを終えて

●田さ●き（過労死家族の会）

先日はお招きいただきありがとうございました。今回、私は初めて学校という場所で、10代の皆さんの前で話をさせていただくという経験をさせていただきました。初めてのことでしたので、準備する段階でどのような表現の仕方で10代の皆さんに話せば、私の思いが伝わるだろうか迷いました。裁判についての経緯も長く、私でも難しくて分からない訴訟の表現が皆さんに十分伝わるかどうか、どのくらい理解してもらえるだろうか、など迷いました。

しかし、皆さんの前で壇上に立ち、話をし始めると、今までの不安や迷いは取り除かれました。体育館に座って聞く皆さんの姿勢は、背筋を伸ばして、メモを取りながら、真剣な眼差しに、緊張するよりも思いを伝えたいという気持ちになりました。

夫は一生懸命仕事をしていたのにも関わらず、仕事の悩みを上司に相談するどころかみんなの前で怒鳴ったり、叱られたりして鬱（うつ）の病気になってしまいました。家族にも本当のことが打ち明けられずに悩んだ末に死を選ばないといけなかったことは、今でも私は後悔と悔しさと悲しみでいっぱいです。本人の気持ちを代弁したいと思い、私が代わりになって会社に対して裁判を起し、労働災害と認めてほしい、本当にあったこと、パワハラがあったのか、どれくらい大変な仕事量を抱えていたのか知りたいという思いで、会社に問いただしてきました。やっとわかったことを裁判で10年以上訴え、夫の死は過重労働とパワハラが理由だと認めてもらえました。娘にも立派に働いたお父さんだったと胸を張って言うことができました。しかし、家族の悲しみは癒やされるものではありません。

加計先生が講演の中でおっしゃった「自分のいのちより大事な仕事はない」ことや私が伝えた「家族が当たり前にいると思わずに感謝していきたい」、「アルバイトや仕事で辛いことがあったら誰かに相談してほしい」などの言葉が皆さん印象的だったようで、弁護士は身近にいないので話が聞けてよかった、法律などの知識を身につけていないと自分の身が守れないことが知れた、大学に行って就職するまでに法律を勉強しておきたい、自分の力では解決できないのでみんなの力を借りていきたいなど多くの感想をいただくことができました。

私は、裁判中に行ったこれまでの講演では、現在働いている成人を対象に話してきました。今回初めて高校生を対象にお話をしましたが、将来働く若い力になる方々へメッセージを送ることも過労死をなくしていくためには大事なことだと感じました。

裁判が終わり、「労働災害認定」がされた今でも、心は晴れることはありません。しかし、一人で闘ってこれたのではなく、助けてくれた人がたくさんいます。今でも会って顔を合わせば、ほっとしますし、安心もできます。

働く上で、大変なことが起きたとしても、死という選択を決して選ぶことがなく、パワハラのない社会を目指していくのは一人の力では無理です。家族を味方にして大切にし、楽しいことも辛いことも乗り越えていける社会が作れたらと感じています。

アンケートを読んで

刈谷東高校の生徒の皆様へ

弁護士 加● ●美(豊田けやき通り法律事務所)

1 はじめに

先日は、過労死の啓発授業にお招きいただき、ありがとうございました。

これまで中学校などで裁判員裁判等の授業を行ったことはあったのですが、私にとって初めての高校での授業で、「話聞いてもらえるかな・・・。」と内心ドキドキしておりました。皆さん、とても熱心に話を聞いてくれて、とても嬉しかったです。

また、とてもかわいい似顔絵を書いていただきありがとうございます。事務所の机に飾って大切にしております。

2 アンケートに対する回答

皆さん、お忙しい中、たくさんアンケートに記入してくださり、ありがとうございました。アンケートの中で、「相談される方はやはり高卒の方が多いのでしょうか。」と質問してくださった方がいましたが、そんなことはないですよ。

労働問題で相談に来る方は、中卒から大学院卒、大企業で勤めている方から小さい会社で勤めている方まで、本当に様々です。

3 アンケートを読んで

皆様のアンケートを読んで、本当にしっかり話を聞いてくれたんだなと感心しました。

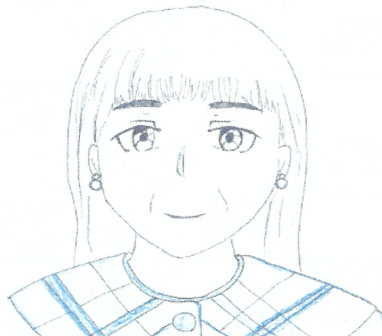
アンケートの中で、「自分の健康より大事な仕事はないと言っていたことが印書に残っている」、「自分を守るために労働に関する法律をしっかりと勉強しようと思う。」と多くの方が書いてくださっており、本当に嬉しかったです。

また、中には、授業中に説明した労働基準法の具体的な内容（最低賃金、労働時間、退職の自由など）を記入し、しっかりと覚えておきますと書いてくださっている方が何名もいらっしゃいました。たくさんの方を短時間でお話したのに、一生懸命内容を覚えてくれて、ありがとうございます。

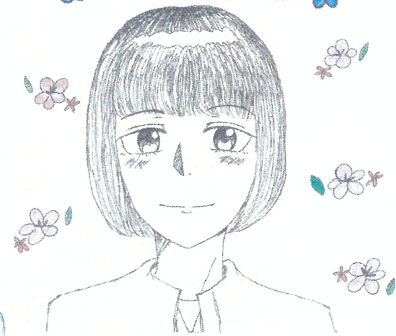
労働に関する法律の多くは、労働者を守るためにできている法律です。皆さんが社会に出て困ったときに、皆さんの味方になってくれるものも多くあると思います。

正しい知識を身につけて、皆さんがよりよい環境で仕事ができることを、心より願っております。

～折田 さつきさん～
ありがとうございました！



ありがとうございました！！
..✿ 加計 奈美 さん ✿..



刈谷東高校のみなさんへ

毎日放送報道局 ●田 ●治

はじめまして。

毎日放送でドキュメンタリーを制作している●田といいます。今回は、私が製作した「映像07夫はなぜ、死んだのか」をご覧頂き、有難うございました。皆さんの感想文を拝見させていただきました。

近い将来、社会人として活躍させる方々にご覧いただけて、本当に嬉しく思います。

バブル崩壊以降、この国の労働現場は、様変わりしました。

最近、盛んに報じられる「派遣切り」もそのひとつです。

以前なら、従業員を解雇する場合、経営者にもかなりの覚悟が必要でした。

かつての経営者たちには、その人の人生、その人が養う家族のことを思うと、雇用を守ることこそが、何よりも、大切だと言う心構えがありました。

しかし、いまは、「派遣だから…」ということで、簡単に解雇してしまいます。

その人たちが、どのような苦しみを負うとお構いなしです。

みなさんは、これから様々な仕事に就き、様々な分野で活躍されると思います。

是非、「他人の痛みを感じることの出来る社会人」になってください。

これは、簡単なようで、簡単では、ありません。

今回、番組に出てきた内野健一さんの上司が「他人の痛みを感じることが出来たら・健一さんは、過労死ではないと判断した労基署の職員に「他人の痛みを感じる力があつたら…」博子さんの苦しみは、随分少なくてすんだかも知れません。

博子さんは、裁判で勝利するまで、本当に孤独でした。

古くからの親友からも「自宅のポストにあなたからの手紙が届いていることが、近所の人に知れたら大変なことになる」と言われ、泣いたこともあったそうです。

社会に出て、働き出すと、それは、それは、色々なしがらみの中で、仕方なく行動しなくてはならないこともあると思います。そんなときでも、ほんの少しで構わないので「他人の痛みを感じてください」。

少しだけかもしれませんが、きっと良い社会になるように思いませんか。

偉そうなことをいいましたが、皆さんの文章を読んで、純粋な心に触れて、ちょっと「アオイ」ことを言いたくなってしまいました。

また、皆さんに観ていただけるような番組を制作できるよう私も頑張ります。

では、お元気で。

※このメッセージは、啓発授業を行う前に、皆さんにも鑑賞していただいたビデオ作品の大阪毎日放送テレビ制作「ドキュメント映像07 夫は過労死で死んだ」を製作されたディレクターからのものです。今回のためではなく、ずいぶん前に刈谷東高校を卒業した皆さんの先輩のために送っていただいたものです。でも、時間は過ぎていても、現在の皆さんへのメッセージとして通じるのではないかと思います、紹介させていただきました。

生徒配付資料